

## 15日から「ばら園まつり」

### 色鮮やかなバラが見ごろ

敷島公園ばら園では、五月十五日から六月六日 まで「ばら園まつり」を開催。期間中はバラの苗木即売やバラ花壇のライトアップ（午後9時まで）も実施します。



美しく咲き誇るバラ

ら園まつり」を開催。期間中はバラの苗木即売やバラ花壇のライトアップ（午後9時まで）も実施します。

#### オープニングセレモニー

日時 5月15日 午前10時 内容 華龍太鼓の演奏、来園者プレゼント  
イベント  
日時 5月15日・16日、午

前10時～午後5時 内容 バンド・合唱団の演奏、鉢物オークション、似顔絵コーナー、観光物産の展示即売など  
：問い合わせは公園緑地課 890 6843へ。

#### 初めてのバラ作り教室

日時 5月23日 午前10時～正午 会場 敷島公園ばら園 対象 一般、先着三十人 申し込み 5月8日 午前10時から同園 232 2891へ

## 「若い芽のポエム」へご応募を

### フレッシュな感性を詩で

第八回「詩のまち前橋若い芽のポエム」の作品を募集します。これは、全国の小中学生、高校生を対象にした詩のコンクール。小学生の部、中学生の部、高校生（部）それぞれに美穂賞（金賞）、銀賞、銅賞、佳作、入選を選び表彰します。なお、グランプリ

である美穂賞は郷土の詩人、萩原朔太郎が十七歳から二十三歳ころまで主に使っていたペンネームにちなんだものです。対象 小中学生・高校生 申し込み 自作で未発表の日本語による自由詩、一人一編をB4サイズ四百字詰め原稿用紙に縦書

きで二枚以内。8月1日までに市役所生涯学習課「若い芽のポエム係」へ郵送または直接発表 9月中に入賞者へ直接通知 選考委員（敬称略） 秋谷豊、川崎洋、新川和江、梁瀬和男 推薦委員（同） 新井啓子、大石規子、片岡直子、菊田守、曾根ヨシ、梁瀬和男ほか  
：問い合わせは生涯学習課 890 5825へ。

## 6月9日にバスで文学碑巡り

### 本市ゆかりの文人を知る

本市にゆかりのある詩人や歌人、俳人たちの碑を、講師の解説を聞きながらバスで巡ります。見所盛りだくさん。ぜひご参加ください。

日時 6月9日 午前8時40分 JR前橋駅南口集合（雨天決行）

コース 前橋刑務所 草野心平 旧居 林倉寺（角田蒼穂歌碑・萩原恭次郎詩碑） 前橋こども公園（文学の小道） 城南支所 最善寺（松野自得、加寿女句碑） 高橋元吉詩碑 五代町公民館（井上武士童謡碑） 嶺公

園（平井晩村句碑・関口雨亭句碑） 才川緑地公園（萩原朔太郎詩碑） 前橋文学館 対象 一般、三十五人（抽選） 参加費 千円（昼食代など） 申し込み 5月17日 までに往復八ガキで（一人一通） 住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、市役所商業観光課「文学碑めぐり係」 890 6606へ

## 軽自動車税の納付は5月31日まで

### 期限を守り納めましょう

軽自動車税は、四月一日現在の所有者に課税され、五月三十一日 が納付期限です。使用者などに変更があるときは、次の手続きをしてください。

原付自転車（125 以下のバイク）、小型特殊自動車

転出や死亡、譲渡などで本人以外が使用しているときは、市役所市民税課で名義変更（新旧所有者の記名・押印、車体番号が分かる物が必要） 本市以外で使用する（譲渡を含む）ときは、ナンバーを返還。転出先で新しいナンバーを受ける（ナンバーと印鑑を用意）。

軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪

車種によって手続き場所が異なる

軽自動車税の減免

障害者自身が所有する軽自動車などを本人やその家族が障害者のために使用する場合、申請によって軽自動車税が減免されることがあります。該当者は、申請書を納期限の七日前までに市民税課へ提出してください。

：問い合わせは市民税課 890 6205へ。

なります。軽二輪（一二五 超二五〇 以下）は自動車整備振興会 261 0221、二輪小型自動車（二五〇 超）は関東運輸局群馬運輸支局 263 4412、軽四輪は軽自動車検査協会 261 4621へ 問い合わせしてください。テレホンサービス 290 2264 も利用できます。

軽自動車税の減免

障害者自身が所有する軽自動車などを本人やその家族が障害者のために使用する場合、申請によって軽自動車税が減免されることがあります。該当者は、申請書を納期限の七日前までに市民税課へ提出してください。

：問い合わせは市民税課 890 6205へ。

## 10月下旬まで公園や道路の樹木対象に 病害虫の駆除を行います

公園や道路に植えられている樹木に害虫が発生する季節になりました。五月上旬から十月下旬は、公園・街路樹などの病害虫の防除期間です。市では、地域のパトロールなどを行い、幼虫のうちに被害を見付け、分散する前に焼くか摘み取って処分します。

なお、やむを得ず農薬を使用

するときは、立て看板などで農薬使用の目的、散布日時、農薬の種類などを表示し、農薬散布の周知を図ることに努めます。農薬を散布する区域は必要最小限にとどめて害虫の駆除を行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

：問い合わせは都市公園事務所 232 2891へ。